

鯉淵学園農業栄養専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この学校は、農業及び食生活の改善・発展に寄与する人材を養成するために、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条の二の規定により、農業・栄養専修学校としての教育を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この学校は、鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「学園」という。）という。

(位 置)

第3条 学園は、茨城県水戸市鯉淵町 5965 に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 学園の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課 程	科の組織	修業年限	入学定員	総 数 (クラス数)
専 門 課 程	● アグリビジネス 科	2 か年	60 名	
	・アグリビジネスコース			(2クラス)
	・畜産コース			(2クラス)
	・国際農業コース			(2クラス)
	● 食 品 栄 養 科	2 か年	40 名	80 名 (2クラス)

※ 総数及びクラス数は、第1学年、第2学年の合計したものである。

2 在籍期間には、修業年限の2倍を超えることはできない。

(学年、学期)

第5条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 各学年を分けて次の2期とする。

前 期 （自 4月1日 至 9月30日）

後 期 （自 10月1日 至 3月31日）

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。但し、教育の都合により変更することがある。

土曜日、日曜日、祝日、学園創立記念日（11月23日）

前記のほか各期それぞれ40日以内休業とする。

第3章 教育課程及び授業時数

(教育課程、授業時数)

第8条 教育課程は、一般教育及び専門教育とする。これらの授業科目及び授業時数は別表

1 のとおりとする。なお栄養士免許の申請資格を取得しようとする者は、栄養士法施行規則第九条第一号別表第2に掲げる単位数を修得しなければならない。

2 別表1に定める授業時数は、90分を2時間相当とする。

(授業時間数の単位数への換算)

第9条 授業科目の単位は、合計45時間の学修を必要とする内容を1単位とすることを標準とする。

2 単位の計算は、講義、演習、実験、実習の各履修方法の別により、教育効果等を考慮して、次の基準により行うものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学園が定める授業時数をもって1単位とする。

(2) 実験、実習については、30時間から45時間までの範囲で学園が定める授業時間をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、社会活動等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第4章 成績評価及び単位の授与

(成績評価)

第10条 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘定して行う。なお、成績評価の規程は別にこれを定める。

(単位の授与)

第11条 単位の授与は、前条に基づく各科目の成績評価を経て行うものとする。

第5章 教職員

(教職員)

第12条 学園に、学園長、副学園長のほかに次の教職員を置く。

教 授
准 教 授
講 師
助 手
事 務 職 員
技 術 職 員

第13条 教職員の職務は職制その他の諸規程で定めるところによる。

第6章 入学、編入学

(入学、編入学)

第14条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

第15条 学園に入学資格を有する者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 農業及び農村生活の進歩改善に寄与しようとする者

(2) 高等学校を卒業した者または学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の5に規定する者

(3) 編入学については別にこれを定める。

(4) 留学生については別にこれを定める。

第 16 条 入学志願者は、選考のうえ、入学を許可する。

入学選考の方法は別にこれを定める。

第 17 条 入学の許可を得た者は、正副保証人と連署で学園長宛誓約書を提出しなければならない。保証人は、本人の保護者及び学園長が適当と認めた者とする。

第 7 章 休学、復学、退学、除籍

(休 学)

第 18 条 疾病その他の理由により引き続き 2 ヶ月以上修学できない者は、休学を許可し、または休学を命ずることがある。

第 19 条 休学は引き続き 1 ヶ年を超えることができない。但し、特別の理由により更に期間の延長を必要とする者については、教授会の議を経たうえ、これを許可することがある。

(復 学)

第 20 条 休学期間満了の場合、または期間内であっても休学の理由が消滅し復学しようとするときは、これを届け出なければならない。

(退 学)

第 21 条 退学しようとする者は、その事由を記し、学園長の許可を受けなければならない。

第 22 条 次の各号の 1 に該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくして出席常でない者
- (4) 学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) その他学業の継続不可と認められる者

(除 籍)

第 23 条 次の各号の 1 に該当する場合には除籍する。

- (1) 休学期間満了後正当な理由がなく休学期間の延長、または復学の手続きを一定の期間内にしない者
- (2) 授業料その他所定の納付金を滞納し、催告をしても納めない者

第 8 章 卒業、称号、資格

(卒業認定)

第 24 条 第 4 章に定める授業科目の成績評価により別表 1 に定める必要な単位を取得し、各学科を修業年限以上在学した者について、学園長は課程修了の認定を行う。

2 所定の全課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 25 条 学園の専門課程アグリビジネス科及び食品栄養科を修了した者には、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、専門士（専門課程）の称号を授与する。

(資格の授与)

第 26 条 第 25 条の定めにより、専門課程食品栄養科を修了した者には、栄養士法第二条に基づき、栄養士免許の申請資格が授与される。

第9章 入学金及び授業料等

(納付金)

第27条 この学園の選考料、入学金及び授業料等納付金は、別表2のとおりとする。

納付金は、学科毎に2期に分けて納付するものとする。但し、授業料の減免を認める制度を設けることがある。

(教材費)

第28条 教材費その他必要な費用については、別に定める。

(納付金の返還)

第29条 既納の授業料その他の納付金は、返還しない。ただし、特別の事由があると学園長が認めた場合に限り、返還することがある。

第10章 奨 学 金

(奨学金)

第30条 学生で学費支弁の困難な者は、鯉淵学園育英資金その他学校で取り扱う各種奨学金を受けることができる。

第11章 賞 罰

(褒 賞)

第31条 学園長は他の学生の模範となる者を褒賞することができる。

(懲 戒)

第32条 学園長は、学生が諸規程に違背し又は学生の本分に反する行為をしたときには、これらの学生を懲戒することができる。

第12章 学 生 寮

(学生寮)

第33条 この学園に男子寮及び女子寮を置く。学生寮の管理規程は別にこれを定める。

第13章 学生自治会

(学生自治会)

第34条 学園に学生自治会を置く。

学生は全員学生自治会員としてこれに参加しなければならない。

第14章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第35条 附帯教育事業として研究科ならびに研修コースを置くことができる。

2 研究科ならびに研修コースに関する規程は別に定める。

第15章 自己評価等

(自己点検・評価)

第36条 学園は、その教育の一層の充実を図り、第1条の教育理念・目的及び社会的使命を達成するために、その活動その他の運営状況について自ら点検し、評価（以下「自己評価」という）を行い、その結果を公表するものとする。

2 学園は自己評価結果を踏まえ、学園の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という）を行い、その結果を教育活動等に反映させるとともに公表するものとする。

- 3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善)

第37条 学園は授業内容及び方法の改善を図るために教育課程編成委員会を設ける。

- 2 前項の委員会については別に定める。

第16章 学則の改正

(学則の改正)

第38条 この学則の改正は教授会の議を経たうえ、(公財)鯉淵学園の理事会の承認を得ることを要する。

第17章 雑 則

(施行規則)

第39条 この学則施行に必要な細則は別にこれを定める。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。但し、(課程、学科、修業年限及び定員)第4条の実施は平成24年度からとし、(称号の授与)第24条の実施は平成22年度からとする。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から実施する。但し、(課程、学科、修業年限及び定員)第4条の実施は、平成26年度からとする。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、令和2年2月14日から実施し、同年1月6日から適用する。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から実施し、令和4年度入学生から適用する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から実施し、令和5年度入学生から適用する。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

1. この学則は、令和8年4月1日から実施し、令和8年度入学生から適用する。

別表 1 教科課程（別紙）

別表 2 納付金

区 分		前期分	後期分	年間合計
アグリビジネス科	選 考 料	—	—	22,000 円
	入 学 金	—	—	220,000 円
	授 業 料	280,000 円	280,000 円	（年額） 560,000 円
	実 習 費	150,000 円	150,000 円	（年額） 300,000 円
	教育施設費	140,000 円	140,000 円	（年額） 280,000 円
食品栄養科	選 考 料	—	—	22,000 円
	入 学 金	—	—	220,000 円
	授 業 料	280,000 円	280,000 円	（年額） 560,000 円
	実 習 費	150,000 円	150,000 円	（年額） 300,000 円
	教育施設費	140,000 円	140,000 円	（年額） 280,000 円

※ 上記のほかに、教科書代、同窓会加入費などが必要となる。

※ 上記納付金について、延納等を希望する場合は、学校窓口に申し出ること。